

○補助金等交付規則

昭和32年5月31日

島根県規則第32号

改正 昭和33年2月11日規則第3号
昭和34年10月2日規則第56号
昭和39年7月28日規則第45号
昭和46年4月1日規則第21号
昭和54年5月15日規則第39号
昭和55年5月27日規則第54号
昭和57年3月30日規則第22号
昭和58年3月29日規則第19号
平成5年10月26日規則第82号
平成6年4月1日規則第35号
平成7年3月31日規則第24号
平成11年3月30日規則第27号
平成12年3月28日規則第27号
平成13年3月30日規則第21号
平成14年3月29日規則第63号
平成15年3月11日規則第12号
平成16年3月26日規則第16号
平成17年3月22日規則第20号
平成18年3月31日規則第22号
平成19年3月30日規則第22号
平成20年3月28日規則第33号
平成21年3月24日規則第13号
平成22年3月31日規則第33号
平成23年3月31日規則第36号
平成24年3月30日規則第32号
平成25年3月29日規則第33号
平成26年3月28日規則第44号
平成27年3月31日規則第35号

平成28年3月31日規則第62号

平成29年3月31日規則第16号

平成30年3月27日規則第21号

平成31年3月29日規則第21号

令和2年3月17日規則第23号

補助金等交付規則をここに公布する。

補助金等交付規則

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請及び決定、補助事業等の執行に関する事項等補助金等の交付及び使用に関する基本的な事項を規定し、もって補助金等の適正な使用を図ることを目的とする。

2 補助金等の交付に関しては、法令及び財務に関する規則に定めるもの並びに他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(平15規則12・平22規則33・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

(3) 負担金、交付金その他相当の反対給付を受けない給付金で別表に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行うもの（補助事業等を行うものとその費用を支弁するものが異なるときは、その費用を支弁するものを含む。）をいう。

(平15規則12・平22規則33・一部改正)

(補助の対象等)

第3条 補助金等の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容及びその交付の率又は金額は、別に定めて告示する。ただし、補助金等の交付の相手方があらかじめ特定しているものについては、告示せずこれらの事項をその相手方に通知する。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知

事（教育委員会の所管の予算に係るものにあつては教育委員会教育長、公安委員会の所管の予算に係るものにあつては警察本部長。以下同じ。）の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他知事が定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の営む事業
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助事業等の経費のうち、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担額及び負担方法
- (4) 補助事業等の効果
- (5) 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- (6) その他知事が定める事項

3 第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による書類の添付は、知事の定めるところにより、省略することができる。

(平17規則20・平20規則33・平22規則33・一部改正)

(交付の決定)

第5条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地の調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

3 知事は、第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(平15規則12・平17規則20・一部改正)

(補助金等の交付の条件)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(平17規則20・一部改正)

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、第5条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(平17規則20・一部改正)

(補助事業等の遂行)

第8条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件、その他法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子を軽減しないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者等は、補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って他の者に相当の反対給付を受けないで給付金を交付する場合には、その者に前項に定める事項に従わせる必要な措置をとらなければならない。

3 補助事業者等は、補助金等の交付の目的に従って利子を軽減して資金を融通する場合には、その融通を受ける者に当該資金の融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもってその事務又は事業を行わせ、当該利子の軽減を受けた資金を他の用途へ使用させないよう必要な措置をとらなければならない。

(平15規則12・平17規則20・一部改正)

(決定内容の変更等)

第9条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更をするとき。
- (2) 補助事業等の内容の変更をするとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。

2 補助事業者等は、当該補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(平15規則12・一部改正)

(実績報告)

第10条 補助事業者等は、補助事業等が完了(事務費と事業費の区分ができるものについては、事務費に係る部分又は事業費に係る部分の完了を含む。)したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合もまた同様とする。

(補助金等の額の確定)

第11条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知する。

(平17規則20・一部改正)

(補助事業等の遂行の指示)

第12条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による状況の調査をした場合又は補助事業者等が提出する同項の規定による報告若しくは補助事業等の完了若しくは廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その調査又は報告に係る補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該補助事業等を遂行すべきこと、又はこれに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

(昭39規則45・平17規則20・平22規則33・一部改正)

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次の各号のいずれかに該当する財産を知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(1) 不動産

(2) 船舶、浮標、浮さん橋及び浮ドック

- (3) 前2号に掲げるものの従物
- (4) 機械及び重要な器具で知事が指定したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため知事が特に必要があると認めて定めるもの

2 前項の規定は、補助事業者等が当該財産に係る補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合及び耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、適用しない。

(平15規則12・平20規則33・一部改正)

(交付の決定の取消し等)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助事業等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 補助金等の交付決定後の事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（補助事業者等の責に帰すべき事情によるときを除く。）。
- (2) 補助事業者等が、当該補助金等を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助事業者等が、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者等が、当該補助事業等に関し、法令、この規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (5) 補助金等の交付の目的に従って利子を軽減して融通する資金の融通を受けたものが、法令、規則その他知事の定める条件に違反したとき。

2 前項第2号から第5号までの規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項第1号に該当するものとして補助金等の交付の決定を取り消した場合には、県は当該取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対し知事が別に定めるところにより補助金を交付する。

(昭33規則3・平15規則12・平17規則20・平22規則33・一部改正)

(補助金等の返還)

第15条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(平15規則12・平22規則33・一部改正)

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者等は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命ぜられたとき(第14条第1項第1号に該当して交付の決定が取り消されたことにより補助金等の返還を命ぜられたときを除く。)は、その命令に係る補助金等の最後の受領の日(当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日)から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(昭46規則21・平15規則12・一部改正)

(雑則)

第17条 補助金等の交付に関する細目は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和32年度において新たに交付の意思を表示する補助金等から適用する。

- 2 次に掲げる県令、規則、告示及び訓令は、廃止する。

河川水防費補助規則(大正11年島根県令第35号)

市町村土木費補助規則(昭和3年島根県令第40号)

島根県水産業補助規則(昭和22年島根県規則第16号)

市町村伝染病予防費補助規則(昭和24年島根県規則第102号)

島根県工場設置奨励条例施行規則(昭和30年島根県規則第45号)

漁業生産奨励規程(昭和21年島根県告示第531号)

島根県国民健康保険者保健婦設置費補助規程(昭和22年島根県告示第338号の2)

船溜船揚場設置漁業共同施設補助金交付要綱(昭和23年島根県告示第48号)

予防接種費補助規程（昭和24年島根県告示第416号）

災害防止施設事業負担金交付規程（昭和25年島根県告示第5号）

島根県漁業用電波探知機設置補助要綱（昭和25年島根県告示第406号）

開拓事業入植施設災害復旧補助要綱（昭和26年島根県告示第295号）

島根県中小企業共同施設費補助要綱（昭和26年島根県告示第623号）

乳用牛導入資金利息補助規程（昭和26年島根県告示第669号）

しいたけ乾燥設備設置補助要綱（昭和26年島根県告示第807号）

しいたけ純粹培養種菌購入補助要綱（昭和26年島根県告示第808号）

漁業協同組合再編成協議会費補助金交付規程（昭和27年島根県告示第712号）

改良炭窯構築補助金交付規程（昭和28年島根県告示第42号）

島根県有畜農家創設事業資金利子補助要綱（昭和28年島根県告示第84号）

島根県飼料作物採種、ほ設置補助金交付規程（昭和28年島根県告示第150号）

牧野改良施設補助規程（昭和28年島根県告示第151号）

土地改良事業計画補助金交付規程（昭和28年島根県告示第305号）

島根県農業共済団体事務費交付金交付規程（昭和28年島根県告示第315号）

木炭倉庫設置補助要綱（昭和28年島根県告示第367号）

納税貯蓄組合補助金交付規程（昭和28年島根県告示第419号）

木炭包装用かや俵原料かや畑造成費補助金交付規程（昭和28年島根県告示第555号）

水防施設費補助規程（昭和29年島根県告示第173号）

養蚕経営改善特別指導施設補助金交付規程（昭和29年島根県告示第421号）

小作料決定調査費補助金交付規程（昭和29年島根県告示第555号）

飼料自給経営施設設置補助金交付規程（昭和30年島根県告示第122号）

島根県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付規程（昭和30年島根県告示第138号）

島根県農業薬剤整備補助金交付要綱（昭和30年島根県告示第222号）

中小企業等協同組合中央会補助金交付規程（昭和31年島根県告示第593号）

自作農創設特別措置特別会計償還対策費補助金交付要綱（昭和31年島根県告示第750号）

島根県土地改良事業補助金交付規程（昭和31年島根県告示第765号）

島根県開拓関係事業補助金交付規程（昭和31年島根県告示第771号）

島根県国土調査事業補助金交付規程（昭和32年島根県告示第7号）

島根県林業関係事業補助金交付規程（昭和32年島根県告示第34号）

島根県農業協同組合整備促進費補助金交付規程（昭和32年島根県告示第55号）

島根県農作物生産確保事業補助金交付規程（昭和32年島根県告示第58号）

島根県小団地開発整備事業費補助金交付規程（昭和32年島根県告示第73号）

農業委員会等補助金交付規程（昭和32年島根県告示第119号）

農山漁村建設総合対策補助金交付規程（昭和32年島根県告示第173号）

農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規程（昭和32年島根県告示第175号）

市町村土木費補助規則施行細則（昭和3年島根県訓令第13号）

- 3 昭和31年度以前において交付の意思を表示した補助金等については、なお従前の例による。

附 則（昭和33年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年度において新たに交付の意思を表示した補助金等から適用する。

附 則（昭和34年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の補助金等交付規則の規定は、昭和55年5月8日から適用する。

附 則（昭和57年規則第22号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年規則第19号）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第8号から第10号までに掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第13条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成5年規則第82号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の補助金等交付規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第12号及び第13号に掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成7年規則第24号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の補助金等交付規則別表第10号の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第12号に掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成11年規則第27号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第13号及び第16号に掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成12年規則第27号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第1号及び第24号に掲げる負担金等については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成13年規則第21号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行し、この規則による改正後の補助金等交付規則（次項において「新規則」という。）別表第19号の規定は、平成13年2月5日から適用する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第12号、第19号、第21号及び第23号に掲げる負担金等については、同日以後も新規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成14年規則第63号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第1号、第5号及び第6号に掲げる負担金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成15年規則第12号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第1号及び第11号に掲げる負担金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成16年規則第16号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第15号、第16号及び第24号に掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成17年規則第20号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第14号に掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成18年規則第22号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第2号、第10号、第12号、第14号及び第22号に掲げる負担金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第11号、第20号から第23号まで、第26号、第29号及び第31号から第33号までに掲げる負担金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成19年規則第22号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前

の補助金等交付規則別表第8号、第10号及び第11号に掲げる負担金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

- 3 改正後の規則別表第5号、第12号、第13号及び第18号に掲げる負担金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成20年規則第33号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第11号、第26号、第28号、第36号及び第41号に掲げる負担金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第14号、第30号、第32号及び第34号に掲げる負担金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成21年規則第13号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第8号、第9号、第13号及び第15号に掲げる負担金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成22年規則第33号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第28号、第36号及び第39号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第6号、第28号、第46号及び第58号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成23年規則第36号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第24号、第40号及び第44号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第3号、第26号、第33号、第41号、第42号、第46号及び第52号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成24年規則第32号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第16号、第52号、第57号及び第63号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第60号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成25年規則第33号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第29号及び第65号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第7号、第28号、第69号、第70号及び第71号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成26年規則第44号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第2号から第4号まで、第10号、第34号、第45号、第52号、第54号、第59号及び第63号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

- 3 改正後の規則別表第27号、第40号、第44号、第55号、第56号及び第62号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成27年規則第35号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第5号、第7号、第20号、第21号、第27号、第33号、第44号、第48号、第49号、第72号及び第73号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第10号、第24号、第28号、第40号、第51号及び第57号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成28年規則第62号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第17号、第24号、第28号、第37号、第38号、第48号、第49号、第56号、第72号、第75号及び第77号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第24号に掲げる負担金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成29年規則第16号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第16号、第25号、第28号から第31号まで、第55号、第71号、第81号及び第84号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第32号、第33号及び第43号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用がある

ものとする。

附 則（平成30年規則第21号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第18号、第21号、第23号、第36号、第54号、第64号、第72号及び第73号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第19号及び第74号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（平成31年規則第21号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第8号から第12号まで、第14号、第65号及び第80号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第24号及び第66号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

附 則（令和2年規則第23号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第13号及び第89号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第8号及び第32号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

別表（第2条関係）

（平5規則82・全改、平6規則35・平7規則24・平11規則27・平12規則27・平13規則21・平14規則63・平15規則12・平16規則16・平17規則20・平18規則22・平19規則22・平20規則33・平21規則13・平22規則33・平23規則36・平24規則32・平25規則33・平26規則44・平27規則35・平28規則62・平29規則16・平30規則21・平31

規則21・令2規則23・一部改正)

- 1 公立大学法人島根県立大学運営費交付金
- 2 公立大学法人島根県立大学授業料等減免交付金
- 3 島根県私立高等学校等就学支援金交付金
- 4 島根県私立高等学校等学び直し等のための就学支援金
- 5 島根県私立高等学校等就学支援金事務費交付金
- 6 島根県専修学校授業料等減免交付金
- 7 地方職員共済組合島根県支部事務費負担金
- 8 島根県再生可能エネルギー熱利用普及促進事業交付金
- 9 市町村定住支援体制整備推進交付金
- 10 過疎地域市町村定住支援体制整備推進交付金
- 11 島根県特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
- 12 過疎地域「小さな拠点づくり」推進総合交付金
- 13 「小さな拠点づくり」推進総合交付金
- 14 しまね社会貢献基金活動支援金
- 15 自然環境整備交付金
- 16 隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会運営費負担金
- 17 環境保全施設整備交付金
- 18 しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業費負担金
- 19 島根県産業廃棄物適正処理推進交付金
- 20 介護給付費負担金
- 21 地域でガッチリ安心サポート事業（地域支援事業）交付金
- 22 後期高齢者医療給付費負担金
- 23 児童保護費負担金
- 24 児童保護医療費負担金
- 25 しまねすくすく子育て支援事業交付金
- 26 小規模民間保育所運営対策事業交付金
- 27 しまね結婚・子育て市町村交付金
- 28 市町村結婚支援体制強化交付金
- 29 島根県地域少子化対策重点推進交付金
- 30 しまね子ども・子育て支援交付金

- 31 島根県子どものための教育・保育給付費県費負担金
- 32 島根県子育てのための施設等利用給付負担金
- 33 しまね放課後児童クラブ拡充支援交付金
- 34 島根県子ども・子育て支援整備交付金
- 35 しまね病児保育促進事業費交付金
- 36 しまね病児保育施設整備交付金
- 37 生活保護費負担金
- 38 国民健康保険保険基盤安定負担金
- 39 後期高齢者医療保険基盤安定負担金
- 40 後期高齢者医療高額医療費負担金
- 41 島根県未熟児養育医療費等負担金
- 42 国民健康保険保険給付費等交付金
- 43 国民健康保険財政安定化基金事業交付金
- 44 障害者自立支援給付費負担金
- 45 障害者医療費負担金
- 46 島根県障がい児入所給付費等負担金及び障がい児入所医療費等負担金
- 47 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金
- 48 島根県農業委員会ネットワーク機構負担金
- 49 島根県電源立地地域対策交付金
- 50 島根県原子力防災安全等対策交付金
- 51 広報・調査等交付金
- 52 島根県救急業務高度化推進事業交付金
- 53 児童手当交付金
- 54 子ども手当交付金
- 55 子どもたちへの善意の寄附交付金
- 56 生活衛生営業振興交付金
- 57 島根県生活基盤施設耐震化等交付金
- 58 島根県食料産業・6次産業化交付金
- 59 島根県中山間地域等直接支払交付金
- 60 島根県中山間地域等担い手収益力向上支援事業交付金
- 61 島根県農業委員会交付金

- 62 農業次世代人材投資資金
- 63 島根県国有農地等管理処分事業事務取扱交付金
- 64 島根県農地集積・集約化対策推進交付金
- 65 島根県荒廃農地等利活用促進交付金
- 66 次世代につなぐ営農体系の確立支援交付金
- 67 消費・安全対策交付金
- 68 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- 69 環境保全型農業直接支払交付金
- 70 島根県農業生産工程管理推進事業交付金
- 71 農山漁村振興交付金
- 72 島根県多面的機能支払交付金
- 73 森林整備地域活動支援交付金
- 74 県民参加の森づくり事業費交付金
- 75 再生の森事業費交付金
- 76 集落周辺里山整備事業費交付金
- 77 飯南町地域振興交付金
- 78 島根県林業・木材産業成長産業化促進対策交付金
- 79 島根県合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金
- 80 島根県緑の青年就業準備給付金
- 81 地方創生道整備推進交付金
- 82 鳥獣被害防止総合対策交付金
- 83 離島漁業再生支援交付金
- 84 強い水産業づくり交付金
- 85 島根県水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業交付金
- 86 水産業強化支援事業交付金
- 87 港整備交付金
- 88 浜田地区水産振興対策事業交付金
- 89 農山漁村地域整備交付金
- 90 企業立地促進助成金
- 91 島根県公立高等学校就学支援金交付金
- 92 子ども読書活動推進事業交付金

- 93 教育魅力化人づくり推進事業交付金
- 94 ふるさと教育推進事業交付金
- 95 公立学校共済組合島根支部事務費負担金
- 96 警察共済組合島根県支部事務費負担金

○利率等の表示の年利建て移行に関する規則（抄）

昭和46年4月1日

島根県規則第21号

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第26条 前各条の規定による改正後の規則その他の規則の規定に定める延滞金、違約金、延滞利息等の額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、^九・^九年^九の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。